

久留米市結婚新生活支援補助金

新婚世帯の新生活を 応援します！



詳しくは市HPを
ご確認ください！



婚姻日の年齢が夫婦ともに
29歳以下かつ
合計所得**500万円**未満

最大**60万円**

婚姻日の年齢が夫婦ともに
39歳以下かつ
合計所得**500万円**未満

最大**30万円**

申請期間

令和6年6月3日～令和7年2月28日まで

※申請は上記期間内であっても予算額の上限に達し次第受付を終了します

対象経費

令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に、
結婚をきっかけ支払った、住宅取得費用、住宅リフォーム
費用、住宅賃借費用、引越し費用が対象です🏠

問合せ先

久留米市 子ども未来部 子ども政策課（市庁舎15階）

TEL：0942-30-9227

FAX：0942-30-9718

Mail：egao@city.kurume.lg.jp